

# Kadrey v. Meta および Bartz v. Anthropic AI 著作権判決の包括的分析



Genspark

Jul 23, 2025

## はじめに

2025年6月、米国北カリフォルニア連邦地方裁判所において、AI著作権法に関する画期的な2つの判決が相次いで下されました。Bartz v. Anthropic<sup>1</sup>とKadrey v. Meta<sup>2</sup>は、生成AI開発におけるフェアユース理論の適用範囲を大幅に拡張し、同時に海賊版データ利用や「市場希釈化」理論という新しい法的概念を導入しました。これら判決は、AI企業の事業戦略からクリエイターの権利保護まで、デジタル創作の根幹に影響を与える重要な先例として位置づけられています。

## 第1章：両判決の詳細分析

### 1.1 Bartz v. Anthropic 判決の要点

2025年6月23日、William Alsup 上級地方裁判官は、Anthropicによる著作権保護書籍のAI訓練使用を「きわめて変容的(exceedingly transformative)」としてフェアユースと認定<sup>1</sup>しました。

#### 主要な判決内容：

- 訓練使用の許容**：Claude LLMの訓練目的での書籍利用は高度に変容的であり、フェアユースに該当
- デジタル化の承認**：正規購入した印刷書籍のデジタル化は、追加コピーや再配布を伴わない限り許容
- 海賊版の区別**：ただし、インターネット海賊サイトから「世界中のすべての書籍」を収集する行為については著作権侵害として本審理へ付託

Alsup 判事は、「訓練利用はフェアユースである。Claude 及びその前身を訓練するための当該書籍の使用は、きわめて変容的であった」<sup>1</sup>と明確に述べ、AI訓練の変容性を強調しました。

## 1.2 Kadrey v. Meta 判決の要点

2025年6月25日、Vince Chhabria 地方裁判官も、Meta の Llama AI 訓練をフェアユースと認定 [2](#) する一方、新たな「市場希釈化」理論を提示しました。

主要な判決内容：

- **フェアユースの認定**：4要素分析により、Meta の書籍利用を総合的にフェアユースと判断
- **市場希釈化理論の導入**：従来の「市場代替」を超え、同ジャンル・テーマの AI 生成物による間接的競合を新たな侵害理論として提示
- **証拠不足による敗訴**：原告が具体的な市場損害を立証できなかったため、現時点では権利者敗訴

Chhabria 判事は市場希釈化について [2](#)、「同一トピックや同一ジャンルの書籍のような、より類似性の低い出力物でも、訓練データ内の書籍と売上を競合し得る。それらの書籍から売上を奪うか、店舗やオンライン市場を氾濫させることで、それらの書籍が注目されず購入されなくなり、作者の創作インセンティブを減少させる」と説明しました。

## 第2章：フェアユース適用の法的枠組み

### 2.1 4要素分析の詳細比較

両判決は米国著作権法第107条に基づく4要素分析 [3](#) を適用しましたが、各要素の評価に微妙な差異が見られます。

#### 第1要素：利用の目的・性格

共通認定：高度な変容性

- **Bartz 判決**：人間の学習・記憶との類推により、AI 訓練を本質的に変容的と評価
- **Kadrey 判決**：翻訳や報告書作成など新たな用途を可能にする高度に変容的利用と認定

両裁判所とも、AI 訓練を「高度に変容的」[3](#) と評価し、この要素を AI 企業に有利と判断しました。

#### 第2要素：著作物の性質

**権利者有利の認定** 両判決とも、対象書籍が「高度に表現的な作品」であることを理由に、この要素を権利者に有利と評価しました。ただし、第1要素の変容性が強く、この不利要素は軽減されました。

#### 第3要素：使用量と重要性

全篇コピーの正当化

- **合理的必要性**：AI 訓練には作品全体が必要であり、「合理的かつ必要不可欠」と評価

- **目的との関連性**：変容的目的に照らし、全篇使用が正当化される

#### 第4要素：市場への影響（最重要争点）

この要素において両判決の最大の相違が現れました。

##### Bartz 判決（Alsup 判事）：限定的評価

- 訓練データは原著作物市場と直接競合せず
- 海賊版使用のみを市場害悪として評価

##### Kadrey 判決（Chhabria 判事）：市場希釈化理論

- Harper & Row 判例を引用し、第4要素を「最重要要素」[2](#)と位置づけ
- 従来の直接代替を超えた間接競合理論を展開

## 2.2 データ取得方法の法的評価

両判決の最も注目すべき相違点は、海賊版データ使用に対する評価です。

##### Bartz 判決：行為分離型分析

- 訓練行為：変容的利用としてフェアユース認定
- データ保管：海賊版の永続保管は著作権侵害として本審理へ

##### Kadrey 判決：一体評価型分析

- 統合評価：データ取得から訓練まで全プロセスの変容性を総合判断
- 海賊版軽視：変容的目的の下で海賊版使用も許容傾向

この相違は、AI企業のデータ管理実務に重大な影響[4](#)を与えます。

## 第3章：市場希釈化理論と新たな法的解釈

### 3.1 市場希釈化理論の概念

Chhabria 判事が提示した市場希釈化理論[5](#)は、従来の「市場代替」概念を大幅に拡張します。

##### 従来理論：直接的市場代替

- 侵害物が原著作物を直接模倣・複製
- 消費者が原作品の代わりに侵害物を購入

##### 新理論：間接的市場希釈

- AI生成物が原作品と同一ジャンル・テーマで競合
- 市場への大量投入により原作品の注目度・購買機会が減少
- 作者の創作インセンティブの間接的阻害

### 3.2 市場希釈化の具体的メカニズム

判決は市場希釈化の作用機序を以下のように説明します：

1. **量的圧迫**：AI生成物の大量投入による市場の「氾濫」

2. 注目度分散：消費者の注意が多数の AI 生成物に分散
3. 購買機会減少：原作品が「注目されず購入されない」状況
4. 創作意欲低下：収益減少による作者の創作インセンティブ阻害

### 3.3 学術的批判と法的精緻性

しかし、著名な著作権学者 Pamela Samuelson 教授は [6](#)、市場希釈化理論に対する学術的批判を展開しています：

- 先例の欠如：「著作権の先例は市場希釈化理論を支持しない」
- 推測の危険性：大量の AI 生成書籍による市場競争を「推測」に基づいて判断する危険性
- 立証の困難：間接的影響の因果関係立証が現実的でない

## 第 4 章：産業的・実務的影響の分析

### 4.1 AI 企業への影響

#### 事業戦略への影響

##### ポジティブな影響

- 訓練自由度の拡大：変容的利用理論により大規模訓練が法的に正当化
- イノベーション促進：フェアユース防御により R&D 投資の法的リスクが軽減

##### リスク要因の増大

- データ取得プロセス：海賊版使用は高リスクとして厳格な管理が必要 [4](#)
- 出力モニタリング：市場希釈化リスクを避けるため生成物の競合度評価が必須

#### 実務的対応策

##### データ管理の強化

1. プロベナンス追跡：訓練データの出所を完全に文書化
2. 合法性確保：正規購入・ライセンス取得による適法データのみ使用
3. 海賊版排除：既存データセットからの違法コンテンツ除去

##### 契約・リスク管理

1. 免責条項：顧客・パートナーとの契約で著作権侵害リスクの分担を明確化
2. 保険：知的財産権侵害保険による財務リスクの軽減
3. 訴訟準備：フェアユース防御のための証拠・論理の事前整備

### 4.2 クリエイター・著作権者への影響

## 権利保護戦略の変化

### 従来戦略の限界

- 直接的コピー・模倣の立証に依存した従来型訴訟は成功困難
- AI 訓練の「変容性」により第 1 要素で劣勢

### 新戦略の必要性

1. 市場損害の立証強化：具体的な売上減少・機会損失データの収集
2. 間接競合の証明：AI 生成物による市場希釈の実証的分析
3. ライセンス市場の構築：AI 訓練向けライセンス制度の整備

### 集団的対応の重要性

学術的提案 [7](#) では、個別対応の限界を踏まえ「一括包括ライセンス制度」が有力候補とされています：

- 著作者側：参加オプトイン型での共同交渉・管理団体への権利委託
- AI 企業側：「ワンストップ」契約による法的安全性の確保
- 社会的利益：創作インセンティブと技術革新の両立

## 4.3 司法・立法への影響

### 訴訟戦略の高度化

#### 原告（権利者）側

- 市場希釈化の実証に特化した経済学的分析の必要性
- ジャンル別・市場別の詳細な競合分析
- AI 出力物の具体的侵害例の収集・提示

#### 被告（AI 企業）側

- 変容性理論の更なる精緻化
- 公共利益（技術革新・社会進歩）の積極的主張
- 市場希釈化理論への理論的・実証的反駁

### 立法・政策への示唆

両判決は立法者に対し、以下の政策課題を提起しています：

1. 法的確実性の向上：フェアユース基準の明確化
2. 権利者保護：AI 時代に適応した権利制限の見直し
3. 国際協調：各国法制度との整合性確保

## 第 5 章：日本の著作権法第 30 条の 4 との比較分析

## 5.1 日本法の特徴と適用範囲

日本の著作権法第 30 条の [48](#) は、「非享受目的利用」について包括的な権利制限を規定しています。

### 基本構造

#### 非享受目的の定義

- 著作物の「思想又は感情の私的享受」が目的でない利用
- AI 開発・データ分析等が典型例

#### 適用要件

1. 目的要件：享受目的の不存在
2. 必要性要件：必要な限度での利用
3. 利益衡量：権利者の利益を不当に害さないこと

#### 享受目的の判断基準

文化庁ガイドライン [8](#) は以下の行為を「享受」として例示：

- 文学作品：読む
- 音楽作品：聴く・鑑賞する
- プログラム：実行する
- 映画作品：視聴する

## 5.2 米日比較：法的アプローチの相違

### 適用範囲の比較

#### 日本法：カテゴリカル・アプローチ

- 非享受目的利用は原則的に自由（プロヴィゾ付き）
- 目的判断による明確な適用可否
- 商業性は直接的要因でない

#### 米国法：ケースバイケース・アプローチ

- 4 要素の総合衡量による個別判断
- 変容性を中心とした柔軟な評価
- 商業性も考慮要素の一つ

### 法的確実性の比較

#### 日本法の優位性

- 事前に適用可否を相当程度予測可能

- AI 企業の投資計画・事業戦略が立てやすい
- 訴訟リスクが相対的に低い

#### 米国法の課題

- 事案依存性により予測困難
- 高額な訴訟コストとリスク
- 控訴・上告による長期化

### 5.3 実務的含意

#### AI 企業の戦略的考慮

##### 日本での開発優位性

- 明確な法的根拠による訓練データ利用
- 海賊版問題の回避（適法取得データで十分）
- グローバル展開時の基盤としての活用

##### 米国での慎重アプローチ

- フェアユース分析による事前評価
- 訴訟リスクを織り込んだビジネスモデル
- 証拠保全・防御準備の常時体制

## 第 6 章：国際法制度との対照分析

### 6.1 EU 法制度：テキスト・データマイニング例外

#### CDSM 指令の構造

EU 著作権指令 [9](#) は 2 つの TDM 例外を規定：

##### 第 3 条：研究機関例外

- 研究機関・文化遺産機関に限定
- 合法的アクセス要件
- オプトアウト適用外

##### 第 4 条：一般商業例外

- 全事業者（商業目的含む）に適用
- 権利者によるオプトアウト可能
- 機械読取可能な権利留保表示が要件

#### オプトアウト制度の課題

##### 権利者の負担

- 能動的な権利留保が必要
- 多数のプラットフォーム・データベースでの登録
- 継続的なモニタリング負担

#### 執行の困難性

- スケールでの監視解決策が存在しない [9](#)
- 国境を越えた AI 開発者に対する執行の限界
- 透明性義務の実効性に疑問

## 6.2 三法域の比較総括

### 権利者保護の程度

#### 最強：EU（オプトアウト後）

- 権利留保した著作物は完全保護
- ただし、実効性に課題

#### 中程度：米国（フェアユース）

- 個別事案での衡量判断
- 市場希釈化理論により保護拡大の可能性

#### 最弱：日本（非享受例外）

- 包括的な利用許可（プロヴィゾ付き）
- 権利者の事前同意不要

### AI 企業の事業自由度

#### 最高：日本

- 明確な法的根拠による大規模利用
- 訴訟リスクの最小化

#### 中程度：EU

- オプトアウトされていない著作物は自由利用
- 透明性義務・監視コストの負担

#### 最低：米国

- 個別判断による不確実性
- 高額な訴訟・防御コスト

## 6.3 グローバル企業の戦略的含意

### 多法域対応戦略

#### 段階的展開

1. **日本発開発**：法的確実性の高い環境での基礎技術確立
2. **EU 適応**：オプトアウト・透明性要件への対応
3. **米国展開**：フェアユース分析による市場参入

#### 統一基準の採用

- 最も厳格な基準（EU オプトアウト遵守）による統一対応
- ただし、コスト・効率性とのトレードオフ

## 第7章：今後の展望と課題

### 7.1 司法動向の予測

#### 控訴審・最高裁への影響

##### 争点の絞り込み

- 市場希釈化理論の是非
- 海賊版使用の評価基準
- 変容性の判断枠組み

##### 先例的価値の確定

- 地方裁判所レベルでの判断の不統一解消
- 全国統一基準の確立

#### 他分野への波及

##### 音楽・映像分野

- 既に進行中の訴訟（Anthropic vs. 音楽出版社等）への影響
- ジャンル別特性を考慮した判断基準の発展

##### ニュース・ジャーナリズム

- 事実情報 vs. 表現的内容の区別
- 公共性・速報性の考慮

### 7.2 立法・政策的課題

#### 短期的課題（1-2年）

##### 司法支援

- フェアユース適用ガイドラインの策定
- AI 関連著作権紛争の専門法廷設置

##### 産業支援

- ライセンス・仲裁制度の整備

- 中小クリエイター支援策

## 中長期的課題（3-5年）

### 法制度改革

- AI特化型著作権例外の検討
- 国際条約・協定による統一基準

### 社会的合意形成

- クリエイター・AI企業の対話促進
- 公共利益と私的権利の調整

## 7.3 技術発展と法的対応

### 新技術への適応

#### マルチモーダル AI

- テキスト・画像・音声統合型 AI の著作権課題
- 既存判例の適用可能性

#### AGI（汎用人工知能）

- より人間的な創造性を持つ AI の法的地位
- 著作者性の根本的再検討

### プライバシー・データ保護との交錯

#### 個人情報保護

- 訓練データに含まれる個人情報の取り扱い
- GDPR 等との整合性

#### 表現の自由

- 言論統制 vs. 知的財産権のバランス
- プラットフォーム責任の明確化

### 結論

Kadrey v. Meta と Bartz v. Anthropic の両判決は、AI時代の著作権法の新たな地平を開きました。フェアユース理論の変容的利用概念の拡張、市場希釈化という新理論の提示、そして海賊版データ使用への異なるアプローチは、今後の AI 開発と著作権保護の両立を図る上で重要な指針となります。

日本の第 30 条の 4、EU の TDM 例外、そして米国のフェアユース理論という三つの異なるアプローチは、それぞれ固有の利点と課題を持っています。グローバルな AI 開発においては、これらの制度的差異を踏まえた戦略的対応が不可欠です。

最終的に、技術革新と創作者保護の調和は、司法判断のみならず、立法政策、産業界の自主規制、そして社会的合意の総合的な取り組みによって実現されるでしょう。両判決は、その第一歩として歴史的意義を持つものと評価されます。

---

#### 主要参考文献・判例

- Bartz v. Anthropic, N.D. Cal. (June 23, 2025)[1](#)
  - Kadrey v. Meta Platforms, N.D. Cal. (June 25, 2025)[2](#)
  - Agency for Cultural Affairs, Japan, "General Understanding on AI and Copyright"[8](#)
  - U.S. Copyright Office, "Copyright and Artificial Intelligence, Part 3"[10](#)
  - Shen, C., "Fair Use, Licensing, and Authors' Rights in the Age of Generative AI"[7](#)
- 

#### Appendix: Supplementary Video Resources



Anthropic AI Copyright Ruling is a BIG Deal: Fair Use Wins ...

1 month ago



【歴史的判決】生成 AI の未来を左右する著作権裁判がついに ...

3 weeks ago



【アーティスト集団訴訟】生成 AI に「全て搾取され悪用 ...

May 16, 2023

もっと詳しく

1

[www.npr.org](http://www.npr.org)

2

[www.authorsalliance.org](http://www.authorsalliance.org)

3

[www.skadden.com](http://www.skadden.com)

4

[www.ropesgray.com](http://www.ropesgray.com)

5

[www.ballardspahr.com](http://www.ballardspahr.com)

6

[papers.ssrn.com](http://papers.ssrn.com)

7

[scholarlycommons.law.northwestern.edu](http://scholarlycommons.law.northwestern.edu)

8

[www.bunka.go.jp](http://www.bunka.go.jp)

9

[www.vwv.co.uk](http://www.vwv.co.uk)

10

[www.copyright.gov](http://www.copyright.gov)